

研修終了後の報告について

秋田県農業公社

1. 就農報告 「別紙様式第14号」

研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後1か月以内に就農報告を提出する。

2. 就農状況報告 「別紙様式第9-1号」(独立・自営就農)、「第9-2号」(雇用就農)、「第9-3号」(親元就農)

研修終了後6年間(平成28年度までの採択者は5年間(親元就農をする場合又は親族から貸借した農地が主で独立・自営就農する場合は6年間)、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告書を提出する。

【就農状況報告の提出期限】

年数	回数	対象期間	提出期限	摘要
1年目	1	XXX1.4～6月	XXX1.7.31	
	2	XXX1.7～12月	XXX2.1.31	
↓				
6年目	11	XXX6.1～6月	XXX6.7.31	
	12	XXX6.7～12月	XXX7.1.31	

- ・毎年7月及び1月に作業日誌などの添付書類を添えて農業公社あて提出する。
- ・経営開始型の交付を受けている場合は、農業公社と市町村の両方に提出する。
- ・別紙様式第9-1号の別添2「決算書及び所得証明書の写し」は、経営開始型の交付期間のみ添付する。

3. 住所等変更報告 「別紙様式第12号」

交付期間終了後6年間(平成28年度までの採択者は5年間)に、氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届を提出する。

☆ 各様式は農業公社のサイトからWordかPDFでダウンロードできます。

なお、就農報告及び就農状況報告については、採択(交付開始)年度時の様式となりますので、事前に農業公社へ確認してください。

【送付先】

〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2
秋田県農業公社 農業振興部